

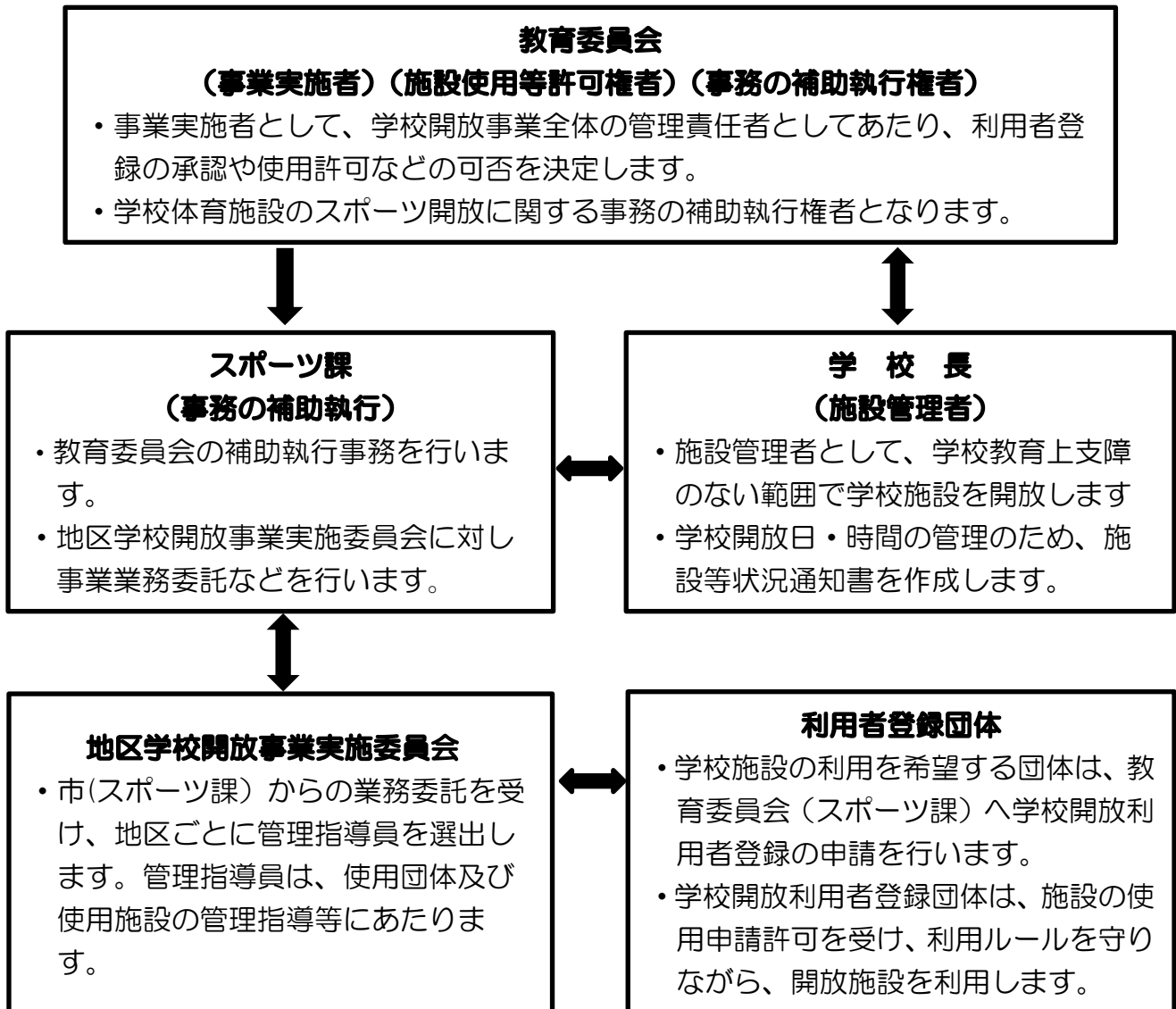
# 大和市立学校スポーツ施設校庭夜間開放について

## 1. 趣 旨

本市では、市民の健康、体力づくり、生涯スポーツ、文化生活の維持促進に寄与し、社会体育の振興を図るため、市立学校の校庭（北部・中部・南部に各1箇所）を活用し、学校教育に支障のない範囲内において、スポーツに関する活動の場として地域団体に夜間開放を行っています。

なお、施設の利用手続き及び使用料については、P.3以降の「校庭夜間照明設備利用要領」をご確認ください。

## 2. 関連組織



### 3. 校庭夜間開放校

| 区分  | 北部   | 中部  | 南部  |
|-----|------|-----|-----|
| 開放校 | 北大和小 | 大和小 | 渋谷中 |

### 4. 対象となる活動

| 学校   | 開放種目   |
|------|--|
| 北大和小 | ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他            |
| 大和小  | ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他            |
| 渋谷中  | 野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技、バスケットボール（練習）、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他 |

### 5. 使用期間及び使用時間（開放時間）

- (1) 使用期間は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く土曜・日曜・祝日及び平日の夜間で、学校長が学校教育上支障がないと認める日としています。
- (2) 使用時間は、19時から21時まで(2時間単位)

# 校庭夜間照明設備利用要領

## 1. 目的

この要領は、夜間照明設備のある校庭の夜間開放を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 利用者登録の申請等

### (1) 利用者登録

利用の申し込みを行う場合には、通常の体育館、校庭の利用者登録の申請とは別に「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」の申請が必要です。

利用者登録は、10人以上の者で、構成員における市内に在住、在学、又は在勤する割合が2分の1以上の要件を満たした以下①～⑤の団体であることが条件です。団体として組織されていない個人での使用はできません。

- ① 社会教育関係団体(社会教育法第10条に該当する団体)
- ② 民間団体(事業所)
- ③ 公共団体または公共的団体
- ④ 社会福祉団体
- ⑤ その他、地区実施委員会が認めた団体

### (2) 申請手続き

申請手続きは、スポーツ課へ「学校開放利用者登録申請書(校庭夜間開放用)」に「学校開放利用者登録 団体構成員名簿」を添付し申請します。また、申請に際しては、使用責任者(成人に限る)を選任する必要があります。

なお、毎月20日までに登録申請があったものについては、翌月分の使用申し込みができます。

※使用責任者は、施設使用后、使用報告書に必要事項を記入し、各学校の管理指導員に提出していただきます。

### (3) 登録の承認

スポーツ課は、提出された書類に基づき、利用者登録(団体)手続きを行い、利用者登録を承認しようとするときは、「学校開放利用者登録決定通知書(校庭夜間開放用)」により、申請者に通知します。

#### **(4) 登録の変更・抹消**

利用者登録の承認を受けた者(団体)は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに「学校開放利用者登録変更申請書(校庭夜間開放用)」をスポーツ課に提出してください。

登録事項の変更及び抹消は、次の通りです。

- ① 団体名、団体代表者や使用責任者が変わった場合
- ② 団体構成員数が変わった場合
- ③ 校庭夜間開放を利用しない場合(抹消)

※ 校庭夜間開放を定期的に利用しなかった場合には、調査の上、スポーツ課において登録を抹消する場合があります。

#### **(5) 利用者登録の有効期間**

利用者登録の有効期間は、承認をした日から2年間となります。

更新を希望する場合には、有効期間満了の1カ月前までに、再度、「学校開放利用者登録申請書(校庭夜間開放用)」による申請が必要です。

※全額減免されている利用者登録団体については、毎年1回「学校開放利用者登録団体構成員名簿」の提出が必要です。(年度初めにスポーツ課からご案内いたします。)

### **3. 使用許可等**

#### **(1) 使用許可**

学校施設を使用する者(団体)は、大和市教育委員会宛に「学校開放施設使用申請(校庭夜間開放用)」により申請し、教育委員会の許可(使用許可)を受けなければなりません。

#### **(2) 申請手続き**

使用日の前月1日(土・日・祝日の場合はその翌日)に、電話による申込み受付を開始します。

8時30分から13時までの受付時間は、1団体につき2日分まで、13時から使用日の10日前までは、空き状況により予約日数に制限なく申し込みができます。

申込みの際、登録番号、団体名、使用する学校名、使用日をお知らせください。

(大和市役所文化スポーツ部スポーツ課 046-260-5762)

### **(3) 使用料の納付、使用承認**

#### ① 使用料の納付

電話申込みにより予約できた団体には、「学校開放施設使用申請書（校庭夜間開放用）」及び「納入通知(納付)書兼領収書」送付します。

金融機関(郵便局不可)で使用料を支払ってください。

なお、スポーツ課窓口でも納付は可能ですが、お釣りのないようにご協力をお願いします。

#### ② 使用承認

使用日の5日前までに「学校開放施設使用申請書（校庭夜間開放用）」及び領収書(領収済通知書)をスポーツ課(平日8時30分から17時15分)に提出してください。

使用申請書等受領後、申請書類を確認し、施設使用の承認をするときは、申請者に「学校開放施設使用決定通知書（校庭夜間開放用）」を交付します。

なお、提出日が土・日・祝日の場合は、その前日までの提出となります。

例：使用日が金曜日の場合は、7日前の金曜日までの提出。

### **(4) 当日の使用について**

① 使用当日、校庭にて管理指導員に「学校開放施設使用決定通知書（校庭夜間開放用）」と使用料納付後の「納入通知(納付)書兼領収書」を提示してください。

② 中学生以下の団体が使用する場合は、安全面に十分配慮し、使用責任者のほかに必ず1人以上の成人を配置してください。

③ 時間は厳守してください。(19時から21時)

### **(5) 使用予定の取り消し等**

① 利用団体の都合により、使用予定を取り消しする場合は、その理由もあわせて必ずスポーツ課まで連絡してください。

また、業務時間外又は、土・日等でスポーツ課にどうしても連絡が取れない場合は、各学校の管理指導員へ連絡してください。

② 校庭の保守のため、前日または当日雨天の場合には使用の取り消し、または中止になった場合、各学校の管理指導員から連絡する場合があります。

③ 雨天等により、使用判断が難しい場合は、管理指導員が使用の判断をしますので、各学校の管理指導員に確認してください。

④ 使用取り消しの連絡を怠った場合、また、使用料を納付せず取り消しをした場合には、今後の利用をお断りする場合があります。

## (6) 使用許可等の取り消し

次のような行為を行った場合、利用者登録を拒否し、又は、使用許可をしません。

- ① 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明した場合
- ② 学校運営上支障が生じたとき（学校行事や学校施設工事など）
- ③ 管理上必要な条件に違反した場合
- ④ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められた場合
- ⑤ 条例、条例施行規則に違反した場合
- ⑥ その他教育委員会が管理上支障があると認めた場合
  - ・政治（公職選挙法に基づく行為は除く）・宗教を目的とする行為
  - ・公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある行為

また、学校開放は、学校教育に支障がない範囲で使用することを原則としていますので、使用許可後であっても災害時・学校行事・公的行事等の都合により、急ぎよ使用を中止または使用日を変更していただく場合がありますのでご了承ください。

## (7) 使用にあたっての許可条件および遵守事項

- ① 団体代表者及び使用責任者は、常に学校施設の善良な使用者としての責任を自覚し次のことを遵守すること
  - ・使用者の権利を他に譲渡しない
  - ・使用の目的以外に利用しない
  - ・使用に際し、火気は使用しない
  - ・自動車での来校は自粛し、やむを得ない場合は、相乗り等により極力台数を減らす。
  - ・学校敷地内への自動車の乗り入れは、決められた場所以外は禁止とし、安全走行するとともに無理な駐車をしない
  - ・自動車を学校の周辺道路には駐車しない
  - ・許可された施設以外への出入りはしない。
  - ・ごみ類（びん、かん類等）は、そのつど持ち帰る
  - ・体育館では、体育館専用のシューズを使用し、諸器具の運搬には、床、壁等の保護に注意する
  - ・小学校の校庭では、金属製スパイクを使用しない
  - ・使用後は整理、整頓、清掃、戸締り、整地、消灯（電源を切る事などを含む）、施錠をする
  - ・負傷の事故に対しては、使用団体の責任において適切な措置をとること
  - ・使用した施設、設備、器具等の破損については使用団体が速やかに原状に復する
  - ・学校関係職員に負担になること、迷惑になることは絶対に課してはならない
  - ・緊急その他やむを得ない場合を除き、外部から学校へ電話をかけない
  - ・騒音、暴力等、他人に迷惑となる行為をしない
  - ・ルールに基づきスポーツを行い、また危険な行為をしない

- ② 渋谷中学校は、ドクターヘリの臨時離着陸場に指定されています。使用中の団体は、救命活動の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- ③ 大和市立学校施設使用条例施行規則及び大和市立学校運動施設使用に関する要綱を遵守すること。
- ④ 地震、台風等による災害で、本市から避難生活施設として開設された学校については、直ちに使用を中止してください。
- ⑤ 大和市路上喫煙の防止に関する条例第6条に基づき、学校敷地内及びその周辺地域は、路上喫煙禁止区域であるため、使用者による喫煙を禁止します。

以上の遵守事項に違反、もしくは管理指導員の注意を守れない場合は、以後の使用を中止、または、団体登録を取り消す場合があります。

## 4. 使用料

### (1) 使用料

| 施設／使用時間  | 19時から21時まで |              |
|----------|------------|--------------|
| 校庭       | 1時間につき 75円 | (2時間 150円)   |
| 校庭夜間照明設備 | 30分につき350円 | (2時間 1,400円) |

### (2) 使用料の減免

中学生以下が構成員の過半数を占める登録団体の使用料は、全額減免(無料)となります。

### (3) 使用料の納付

要領 3-(3)-① 使用料の納付 によります。

### (4) 使用料の還付基準

- ① 学校行事または天候等、使用者の責任によらない理由により使用することができない場合
- ② 使用5日前までに取り消しを地区学校開放事業実施委員会またはスポーツ課に申し出た場合(スポーツ課に申し出る際、使用5日前が土・日・祝日の場合は、その翌日までとします)
- ③ 荒天等の理由で、使用前日または当日に取り消しを地区学校開放事業実施委員会に申し出て、スポーツ課が正当の理由であると認めた場合

### (5) 使用料の還付申請

スポーツ課から「学校開放施設使用還付申請書」と「請求書」を団体代表者あてに送付しますので、必要事項を記入し、「既納の使用料の領収書」を添えて、期限までにスポ

ーツ課へ提出してください。(郵送可)

## 5. その他

### (1) スポーツ傷害保険等の加入

使用団体は、スポーツ事故救済のため、スポーツ傷害保険等に加入してください。

### (2) 使用に伴う自己負担

校庭夜間開放の用具以外の用具及び必要な消耗品は、自己負担となります。

|         |          |      |
|---------|----------|------|
| 平成 19 年 | 4 月 1 日  | 制 定  |
| 平成 19 年 | 10 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 20 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 21 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 22 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 23 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 24 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 25 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 26 年 | 4 月 1 日  | 一部改正 |
| 平成 29 年 | 4 月 1 日  | 改 正  |